

## 民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案のたたき台(1)

（前注）下線部は部会資料13から実質的な変更がある部分を示す。

5

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式等の創設  
1 新たな遺言の方式に関する規律

(1) 民法第967条（普通の方式による遺言の種類）の規律を以下のように改めるものとする。

遺言は、自筆証書、保管証書【P】、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

(2) 保管証書遺言として、以下のような規律を設けるものとする。

ア 本則（民法関係）

(ア) 保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること（注1）。

② 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「遺言書保管法」という。）第3条に規定する遺言書保管官をいう。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文（その証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を除く。）を口述すること。

(イ) (ア)によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

イ 口がきけない者の特則（民法関係）

口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、ア(ア)②の口述に代えなければならない。

ウ 遺言書保管法関係

(ア) ア及びイの規律により保管証書によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書（以下「遺言書」という。）の

保管の申請をしなければならない（注2）。

(イ) (ア)の申請に係る遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない（注3）。

5 (ウ) (ア)の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

10 (エ) 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、ア(ア)②の口述又はイの通訳人の通訳による申述若しくは自書をさせることができる。

15 (オ) 遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする（注4）。

20 (カ) 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、(オ)に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。この場合には、(オ)にかかわらず、当該申請人は、出頭することを要しない。

25 (キ) 遺言書の保管は、書面をもって作成されたものは遺言書保管所の施設内において行い、電磁的記録をもって作成されたものは遺言書に記録された事項を(ク)の遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

30 (ク) 遺言書に係る情報の管理は、遺言書に記録された事項（書面をもって作成されたものにあっては、遺言書の画像情報）のほか、遺言書の保管を開始した年月日等を、遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

(注1) 署名に代わる措置として、法務省令において、電磁的記録の場合には電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うこと、遺言者が書面に署名することができない場合にあっては、証書への氏名の記載を要件とす

るとともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることを想定している。

(注2) 法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、申請をする旨を定めることを想定している。

5 (注3) 法務省令において、電磁的記録の場合には、ファイル形式及び拡張子、データサイズ等を、書面の場合には、無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を、それぞれ定めることを想定している。

10 (注4) 法務省令において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求める旨を定めることを想定している。

#### (補足説明)

##### 1 部会資料13からの変更点

15 ①中間試案の【乙案】及び【丙案】の両方を含む方式を「保管証書」【P】による遺言と呼称した上で、民法第967条の規律を改めることを明示したこと、②(注1)について、書面をもって保管証書を作成する場合において障害等により署名をすることができない者がいる場合を想定して、証書への氏名の記載を要件とするとともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることを想定している旨修文したこと、③(注)について、法令の規律で定められることが考えられる内容に絞った記載に改める形で修文したこと(部会資料13の(注)で記載していたものの、本部会資料では記載していない内容((i) 遺言に係る電磁的記録又は書面のいずれも含むものとして、証書又は遺言書と呼称していること、(ii) 口がきけない者の特則である「自書」には、ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法等も含むことを前提としていること等)があるが、法令の規律で定めるものではないことから記載していないにすぎず、その実質的な内容に変更はない。)、④その他字句等の修正をしたことが変更点である。

##### 30 2 前回会議での指摘等についての考え方

###### (1) 自筆証書遺言と書面により作成する保管証書遺言との関係

後記本文第2のとおり自筆証書遺言について押印要件を廃止した場合、遺言者が、遺言の全文、日付及び氏名を自書して自筆証書遺言として成立した遺言書について、保管証書遺言書として保管されることがあり得るのではないかとの指摘があった。

この点については、自筆証書遺言として成立した遺言書であっても、保管

証書によって遺言をすることを否定する理由はなく、保管証書遺言の要件を満たせば保管証書遺言書として保管されることになると考えられる。すなわち、遺言の全文、日付及び氏名を自書した遺言書を作成した上で保管の申請をする遺言者は、自筆証書遺言書としての保管の申請をするのか、保管証書遺言書としての保管の申請をするのかを選択して申請することになり、後者を選択する場合には、遺言の全文の口述等保管証書遺言書の保管の申請手続を経て保管され、保管証書遺言として有効に成立することとなる。

このような考え方をとった場合、保管証書遺言については、保管の日が遺言の成立日となると考えられることから、例えば、遺言者が、自筆証書遺言を作成する際は遺言能力を有していたものの、その後、遺言能力を喪失しつつも、保管申請時に遺言の全文を口述して保管証書遺言をした場合には、自筆証書遺言は有効であるのに対し、保管証書遺言は無効となるものと考えられる。また、保管証書遺言として保管がされた後に保管の申請の撤回（本文第1の3）がされた場合には、保管証書遺言としては撤回されたものとみなされる一方で、当該遺言書は返還され、自筆証書遺言としてなお効力を有することになると考えられる。なお、遺言者が、返還された当該遺言書を破棄したときは、自筆証書遺言としても撤回したものとみなされるため（民法第1024条）、遺言者としては、自筆証書遺言としての効力を失わせることも選択できるのであり、法務局としてはその点を含めて周知することも必要であると考えられる。

他方で、このような自筆証書遺言と書面による保管証書遺言との関係を回避する規律の在り方としては、手書きの書面を保管証書遺言の対象から除外することも考えられるものの、保管の申請の手続に際してその点の審査を要することとなり、手書き調のフォントを用いて作成された場合など、その審査に困難を伴う場合が生じることも考えられる。また、この場合には、書面による保管証書遺言書を作成後、例えば、遺言書保管官の前で全文を口述しているときに、誤記等に気づいた場合など、遺言者が当該遺言書の訂正をしたい場合に、一部だけ手書きにより訂正を行うことを許容するか否かも問題となる。

このほか、保管証書遺言として成立した場合には保管証書遺言としてのみ効力を有するものと整理し、保管の申請の撤回がされた場合には当該遺言書を返還しないものとする規律とすることも考えられる。なお、現行の自筆証書遺言書保管制度においては、実務上、遺言書保管所に遺言書を保管した後に、遺言者が、誤記等に気づき、当該遺言書の訂正のため、一度保管の申請の撤回をし、返還された遺言書に訂正を加えた上で、改めて遺言書の保管の申請をするといったケースも見られるが、遺言書を返還しないものと

する規律を設けた場合には、書面による保管証書遺言について、こうした方法による訂正を行うことはできないこととなる。

この点について、どのように考えるか。

## (2) 全文の口述と財産目録との関係

5 本文1(2)ア(ア)②の要件に関し、財産目録の口述を求める場合、その内容によっては具体的に何を受遺者に対して遺贈するのか判然とせず、真意性の担保等の観点から十分ではないとの指摘が考えられる。

10 この点については、財産目録は対象財産を特定するだけの形式的な事項であり、口述を求める必要性が類型的に低いと考えられるところ、財産目録の内容を全て口述させるとすると、その内容によってはその口述に時間が必要することとなり、遺言者の負担となり、利便性を欠くこととなると考えられる。また、遺言者に財産目録の要旨を口述させることが考えられるものの、財産目録の要旨に当たるかどうかの判断に疑義が生じ得るとも考えられる。

15 他方で、遺言者は、遺言の全文の口述をする際、財産目録自体の口述までは求められないものの、保管証書と一体のものである電磁的記録又は書面による財産目録の内容を認識しながら、これを前提として全文の口述をする必要があると考えられる。そのため、例えば、遺言者が、「遺言者は、別紙1の財産をAに遺贈する。」との文言を読み上げる場合、遺言書保管官から示されるなどした当該別紙1の財産の内容を認識した上で当該文言を読み上げる必要があると考えられる。

## (3) 保管に際して手続違反があった場合の保管証書の効力

25 本文1(2)ア(イ)の要件に関し、保管証書遺言については、遺言書保管官が遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければその効力を生じないとされているところ、その手続違反があった場合に当該遺言は無効となるのかについて考え方の整理を要するとの指摘があった。

30 この点については、遺言書保管官に手続違反があった場合であっても、直ちに当該遺言が無効となるとは言えず、当該手続の内容によって当該遺言が無効となるかどうかが異なるものと考えられる。例えば、想定し難いものの、遺言者が遺言の全文の口述をしていないにもかかわらず、遺言書保管官がそれを看過して当該遺言に係る証書を保管した場合には、実体法上の遺言の方式に係る主要な要件を備えていないことから当該遺言は無効となると考えられる一方、遺言書保管官が遺言書保管ファイルに記録すべき事項の記録を欠いたとしても当該遺言が有効と解される場合もあると考えられる。また、遺言書保管官は、相当と認めるときに、ウェブ会議の方法により遺言の全文の口述をさせることができるものとされているところ、本来相当と認めるべき事情がないにもかかわらずウェブ会議の方法により当該口

述がされた場合には、遺言の全文の口述の有無やその他の要件を満たしていたかどうかに関する事情として考慮され得ることになるものの、全文の口述自体が行われている限り、当該遺言が直ちに無効となるものではないと考えられる。(注)

5

(注) 公正証書遺言について、令和5年法律第53号による改正前の民法の定める方式に含まれていない、公証人法の定める公正証書の一般的記載事項を欠いても当該遺言は有効と解されている。

10 (4) 保管証書遺言が後に保管されなくなった場合の効力

本文1(2)ア(イ)の要件に関し、保管証書遺言は、当該遺言に係る証書を保管しなければその効力を生じないとされているところ、事後的に保管を欠くと当該遺言は効力を有しないことになるのかについて考え方の整理を要するとの指摘があった。

15 この点については、遺言書が発見されないリスクや、遺言書（電磁的記録に係るものに限る。）にパスワードが施されていることなどにより内容を読み取ることができないリスクを軽減することができること、また、遺言の内容を実現する観点からは、相続開始後に家庭裁判所において遺言書の検認を行うよりも、遺言作成に際して公的機関において真意性等を確認した上で直ちに保管する方が、執行時に遺言の効力が争われる可能性が低く、円滑な遺言執行に資することというメリットがあることも踏まえ、遺言書の保管を要件とし、保管証書遺言書を保管しなければ、その効力を生じないものと規定しているものである。

20 もっとも、遺言書保管官において遺言者の本人確認をし、遺言者による遺言の全文の口述等がされて真意性・真正性が確保されて保管された以上、その後、遺言書保管所で保管されているデータが災害等により全て消失した場合（なお、遺言に係るデータは複数の拠点で保管して、災害があった場合にもデータが消去されないようにすることなどによって、データの保全を確実にすることを想定している。）や、他人によるなりすましによって遺言書の保管の申請の撤回がされた場合等により、事後に遺言書の保管がされなくなったときであっても、そのことを理由として保管証書遺言の要件を欠き無効とすることは、他の方式において遺言書の保管又は保存が要件とされていないことに鑑みても相当ではないと考えられる。そのため、上記の場合においては、相続人等が、当該事情に加えて遺言の内容を立証することにより、遺言の効力を主張することもあり得るものと考えられる。なお、上記の考え方と同様、遺言書保管法の定める手続を経て一旦は有効に保管さ

れた以上、遺言者による保管の申請の撤回がされたときであっても当該遺言が直ちに無効となるものではないとの理解を前提として、遺言を撤回したものとみなすものと整理している（本文第1の3(4)参照）。

#### （5）保管申請時の遺言者の意思能力

5 本文1(2)ウ(ア)の要件に関し、保管証書遺言書の保管の申請について、遺言者が意思能力を欠く場合、当該申請を受理しないことになるのかとの指摘があった。

10 この点については、遺言書保管官は形式的審査を前提としており、意思能力の有無を審査の対象とするものではないことから、基本的に意思能力を欠くことを理由として保管を受け付けないことにはならないものと考えられる。もっとも、遺言者は、本人確認に際して遺言書保管官との間でやり取りをし、更に遺言の全文の口述が求められることからすれば、当該手続において一見して意思能力を欠くことが明白であるような場合には、遺言書保管官の指示に従って本人確認資料の提示や全文の口述を適正に行うことができないことが多いものと想定され、この場合には、申請に係る保管証書遺言書を保管することにはならないことから、当該手続を経て保管証書遺言書が保管されれば一見して意思能力を欠くような状態にはなかつたことが一定程度推認されるものと考えられる。

15

#### （6）外国語の遺言書

20 本文1(2)ウ(イ)の要件に関し、外国語で記載等がされた遺言書について、保管証書遺言の対象となり得るかどうかとの指摘が考えられる。

25 この点については、遺言の全文が外国語で記載等がされている場合には、遺言の全文の口述は外国語により行われることになり、当該口述がされると、民法で求められる口述の要件（本文1(2)ア(ア)②の要件）は客観的には満たしていることとなるものの、遺言書保管官において、遺言書に記載等がされたとおりに口述がされたかどうかを確認することが困難となると考えられる。そこで、遺言の全文が外国語で記載等がされている場合には、当該口述の適正性を確保するため、遺言書保管官は、申請人に対し、その遺言の全文の日本語による翻訳文を提供させるとともに、通訳人に通訳をさせるものとすることが考えられる（なお、遺言書保管官は、遺言者からの申出があり、これを相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって通訳人に通訳をさせることができるものとすることが考えられる。）。この場合、通訳人は日本語の翻訳文を見ながらこれを朗読するのではなく、遺言者の外国語による口述を日本語に翻訳し、これに対して遺言書保管官は、当該通訳人による通訳と遺言書の日本語による翻訳文との一致を確認して「全文の口述」要件が満たされることを確認することになる。そして、保管証書遺言において

30

35

は、遺言の全文の口述は遺言が遺言者の真意に出るものであることを確保するためのものであり、保管証書遺言の方式の主要な部分であるところ、日本語による翻訳文が提供されないときや、通訳人の通訳がされないとき（翻訳文と通訳が一致せず、遺言書保管官とのやり取りを踏まえてもその不一致についての合理的な説明がされない場合を含む。）には、遺言書保管官において、遺言者が遺言の全文の口述をしたことを確認することができず、遺言の真意性を確保することができなくなることから、保管証書遺言書の保管の申請を却下することとなると考えられる。なお、デジタル技術の状況等によっては、例えば、遺言書保管官の用意する文字起こしソフトを使用して、遺言者に遺言書保管官の指示に従って口述を行わせ、遺言書保管官において、その文字起こしと遺言書とを対査することによって、その口述が適正に行われたことを確認することができる可能性もあると考えられる。そのため、技術動向や遺言書保管所の設備の状況等を踏まえ、法務省令にこうした措置を規定することができるよう、翻訳文の提供及び通訳人の通訳に準ずるものとして、「当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるもの」などと定めることも考えられる。（注）

他方で、上記のように翻訳文の提供及び通訳を求める考え方による場合、遺言書保管官においては、日本語による翻訳文と通訳人の通訳が整合していることを確認するにすぎないものと考えられる。そのため、例えば、遺言書保管官において、上記の点の整合性を確認することができたとしても、事後に、遺言書と日本語による翻訳文の相違が判明した場合には当該遺言は無効となると考えられるなど、遺言書保管官の確認対象が方式要件の有無そのものではないことから、当該考え方は相当ではないとの指摘も考えられる。この指摘に対応する場合には、日本語による遺言書のみ保管証書遺言の対象とすることとし、日本語に通じない者の場合は、遺言の全文を通訳人の通訳により申述することを求めることが考えられる。もっとも、この考え方に対しては、外国語による遺言書を保管証書遺言の対象として認めないことは相当ではないとの指摘のほか、日本語に通じず、日本語による遺言書の内容を理解できない者であっても、日本語による遺言書に基づく遺言の全文の口述を求めることになり、相当ではないとの指摘が考えられる。なお、後者の指摘に対しては、公正証書遺言においても日本語で作成されることや（公証人法第27条）、遺言の全文の口述については遺言書に基づく必要はなく、遺言者が口述した内容が遺言書に記載等がされた遺言の全文と整合していれば足りると考えることができることからすれば、必ずしも遺言書の内容 자체を原文のままで理解している必要はないとの反論も考えられ

る。

この点について、どのように考えるか。

(注) 公正証書遺言の「口授」(民法 969 条第 1 項第 2 号) の際に用いられる言語については制限がない一方で、遺言者が日本語を解せず外国語を用いるときには通訳人の通訳を要し、通訳人の通訳がない場合には公正証書遺言が無効となると解されている。

#### (7) ウェブ会議の利用を認める場面

本文 1(2)ウ(イ)及び(カ)の要件に関し、ウェブ会議においてもディープフェイク技術によるのっとり等のおそれがあるとの指摘、真意性の担保等の観点からウェブ会議を認める場面について更に検討すべきであるとの指摘があった。

また、第 12 回会議では、法的な効果として公正証書遺言と異なることから公正証書遺言を参考に厳格に判断すべきである旨の指摘、公正証書遺言との棲み分けの観点も踏まえて広くウェブ会議の利用を認めるべきである旨の指摘、自筆証書遺言における自書と【乙案】又は【丙案】における口述との違いを踏まえた判断が必要である旨の指摘、【乙案】又は【丙案】における公的機関においては外形的な確認を行うにすぎないという観点から検討すべきである旨の指摘、求められる真意性・真正性の担保の観点から【甲案】を含めた各方式を横断的に検討すべきである旨の指摘等があった。

この点、ウェブ会議については、申請人の申出を受け、遺言書保管官が相当と認めるときに利用されることとなるところ、他人によるなりすまし等を防止するため、遺言書保管官において、保管証書遺言書や申請書に講じられた電子署名の検証等を行うとともに、顔写真のデータの提供を受けた上で、その顔写真とウェブ会議の画面に映っている申請人の顔を照合し、申請人の了承を得てウェブ会議の画像キャプチャを保存することなどによって対応することが必要となると考えられる。そして、遺言書保管官においては、当該措置によっても画像が不鮮明等の理由によりウェブ会議の画面に映っている者が申請人であるかどうかが確認できないときや、ウェブ会議の画像キャプチャの保存を拒否されたときなどはウェブ会議を中止し、申請人に出頭を求めることになるなど、厳格な本人確認が求められているものと考えられる。この点については、デジタル技術の状況等に応じたなりすまし防止策を不斷に検討していく必要があると考えられる。

その上で、一方で、保管証書遺言では、遺言者が遺言の全文を口述することにより、遺言の内容を了知し、熟慮する機会を与えられているため、真意

性の担保等が図られていると考えられることから、遺言者が遺言の全文を口述する際、周囲に他人がいるか否かにかかわらず、上記の趣旨は果たされているとの考え方があり得る。この場合、遺言者が使用する機器の故障や通信障害等により遺言者の本人確認や遺言の全文の口述を行うことができないと判断した場合を除いてウェブ会議の利用を相当と認めることができるものと考えられ、その旨を通達で定めることが考えられる。この考え方は、「自書」と「口述」の違いはあるものの、自筆証書遺言において、遺言者が遺言の全文等を自書する際、周囲に遺言者以外の者がいる可能性が方式要件として排除されていないことと同様の考え方に基づく。この考え方では、保管証書遺言において、遺言の全文の入力等を遺言者自身が行うことは要件とされていない上、遺言者が遺言の全文を口述する前に遺言の全文が既に遺言書に記載等がされていることから、遺言者が遺言の全文を口述する際に周囲に遺言者以外の者がいない環境を求めても遺言者の真意に影響を及ぼす程度は高くなく、当該環境を求める必要性はないこととなる。

他方で、遺言者が遺言の全文を口述する際に遺言者以外の者が立ち会う場合には、遺言者が遺言の内容を了知し、熟慮する機会を十分に与えられていないと考えるとすると、その際、遺言者の周囲に他人がいないことを求めることになると考えられる。この考え方によると、通達において、遺言者の周囲に他人がいないことを求めるものと定め、具体的には、ウェブ会議の開始時や途中の任意の時点において、遺言者にカメラを操作させ、周囲の全方位を撮影させることや、遺言者が老人ホーム等の施設に入居している場合にはその部屋に当該施設の関係者以外の者が立ち入ることのできない状況であることを当該施設の関係者に確認することなどを求めるものとすること（離れた場所からイヤホン等を通じて遺言者に指示を与えることなどを防止するため、ヘッドセット・イヤホンの使用を認めないとすることも考えられるが、補聴器との区別が必要となる。）、遺言者の周囲に他人が存在することなどがうかがわれる場合にはウェブ会議の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする旨を定めることが考えられる。なお、この考え方による場合においては、遺言者が出頭するときも、遺言者が遺言の全文を口述する際、周囲に他人がいないことを求めることになると考えられる。その上で、デジタル機器の操作に不慣れな者や身体等の障害を有する者においてもウェブ会議の利用を阻害しないようにする観点からは、ウェブ会議に係る機器の操作補助者及び介助者については同席を認め、当該同席者の氏名、住所、同席の目的等を申し出させ、ウェブ会議の際には、当該者の本人確認をするとともに、これらの記録を申請書類等と共に保存し、事後に疑義が生じた場合等には、申請書類等と同様に、遺言者や相続人等が閲覧す

5 ることができるものとすることも考えられる。以上の点については、デジタル技術の発展等も踏まえて柔軟に適切な措置をとることができるよう、公正証書遺言における取扱いと同様、通達で定めることが考えられるが、規律を明確化する必要があると考える場合には、省令で定めることも考えられる。

10 なお、公正証書遺言においては、公証人が、遺言者の遺言能力を含め、遺言者が真意に基づいて口述するかどうかを実質的に判断する必要があり、そのために様々な観点から公証人と遺言者との間でやり取りをすることが想定されており、対面で行うことが必要かつ相当な場面が多いと考えられることから、ウェブ会議の利用につき慎重な判断を要すると考えられるのに対し、保管証書遺言においては、遺言書保管官が、遺言者の本人確認及び口述の有無の外形的な確認をするのみであり、公証人において求められる遺言者とのやり取りや審査の対象が大きく異なるものであることからすると、ウェブ会議の利用が認められる場面がそれぞれの方式で異なることは合理的な理由があると考えられる。

15 この点について、どのように考えるか。

(8) 保管証書遺言における変造等の防止

20 本文1(2)ウ(ヰ)及び(ク)の要件に関し、変造や滅失等を防止する観点から、電磁的記録をもって作成された遺言書についても電磁的記録とともに書面でも保管すべきではないかとの指摘があった。

25 この点について、遺言書保管所においては、上記の方法によって提供された遺言に係るデータを遺言書保管ファイルに記録し、データの記録、修正、消去が行われた場合にはその履歴が残る仕様としており、遺言書保管所で当該データが記録された以降は変造されるおそれではなく、また、バックアップデータの管理も行われており、電磁的記録と併せて書面でも保管する場合のコスト等に鑑みれば、必ずしも書面で保管する必要はないとも考えられる。

## 2 保管証書遺言書の保管制度の規律

30 保管証書遺言書の保管制度として、以下のような規律を設けるものとする。

(1) 遺言者による遺言書等の閲覧請求等（注1）

ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書（書面に限る。）及び遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。

イ 遺言者は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、撤回がされた申請に係る遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を

請求することができる。

ウ 本文1(2)ウ(オ)及び(カ)の規律は、ア及びイの請求について準用する。

エ 遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、アの遺言書保管ファイル及びイの閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせることができる。

5 (2) 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等(注1)

ア 何人も、遺言書保管官に対し、自己を相続人等(相続人、受遺者、遺言執行者等をいう。以下同じ。)とする遺言書(その遺言者が死亡している場合に限る。以下同じ。)について、遺言書の保管の有無(遺言書が保管されている場合には、その遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所の名称等を含む。)を証明する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる(注3)。

10 イ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、その遺言書(書面に限る。)及びその遺言書に係る遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる(注2)。

ウ 相続人等は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、撤回がされたその遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。

15 エ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの遺言書に係る情報等を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる(注3)。

20 (3) 相続人等に対する通知

ア 遺言書保管官は、(2)イの閲覧をさせ又は(2)エの書面を交付若しくは電磁的記録を提供したときは、相続人等((2)イ又はエの請求をした者を除く。)に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

イ 遺言者は、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる(注1)。

25 (4) 遺言書の検認の適用除外

民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

(注1) 法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、請求、申出をする旨を定めることを想定している。

30 (注2) 遺言書の原本を必要とする請求については、当該遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対してのみすることができるものとする。

(注3) 法務省令において、(2)ア及びエの電磁的記録には、遺言書保管官が電子署名を行う旨を定めることを想定している。

(補足説明)

5 1 部会資料1 3からの変更点

①本文(1)エについて、遺言書保管ファイルの記録の閲覧の請求のほか、当該記録の閲覧もウェブ会議で利用できることを明らかにするため追記したこと、  
②(注1)について、遺言者は出頭、オンライン又は郵送により遺言書保管ファイルの記録の閲覧請求等をすることができる、相続人等は出頭、オンライン又は郵送により遺言書情報証明書等の交付請求等をすることができるとすることとすることを想定して追記したこと、③その他字句等を修正したことが変更点であり、部会資料1 3から実質的な変更はない。

15 2 前回会議での指摘についての考え方

申請に係る保管証書遺言書の保管を開始した場合、当該遺言書が保管されている旨を相続人等が認識する方法として、相続人等に対する通知(本文2(3))以外にどのようなことが想定されているのかとの指摘があった。

この点について、自筆証書遺言書保管制度においては、遺言書保管官は、遺言書の保管の申請に基づいて遺言書の保管を開始したときは、遺言者に対し、遺言者の氏名及び出生の年月日並びに遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号を記録した保管証を交付しなければならないこととされている(遺言書保管省令第15条)。保管証書遺言書を保管した場合においても、これと同様、遺言者に対し、保管証を交付することを想定していること(書面の交付に代えて、電磁的記録の提供を検討することも考えられる。)から、保管証を利用すれば、遺言の内容の秘密を保ったまま、当該遺言書を遺言書保管所に保管していることを相続人等に伝えることができると考えられる。

3 保管証書遺言書の保管の申請の撤回に関する規律

保管証書遺言書の保管の申請の撤回について、以下のような規律を設けるものとする。

- (1) 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、保管の申請を撤回することができる。
- (2) 本文1(2)ウ(オ)及び(カ)の規律は、3(1)の撤回について準用する。
- (3) 遺言書保管官は、遺言者が3(1)の撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している遺言書(電磁的記録に係るものを除く。)を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理

しているその遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルから消去するとともに、当該情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない。

(4) 遺言者が3(1)の撤回をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

5

(補足説明)

1 部会資料13からの変更点

字句等の修正をしたほかは、部会資料13から実質的な内容に変更はない。

10 2 前回会議での指摘についての考え方

自筆証書遺言の要件を満たす遺言書を保管証書遺言書として保管の申請をし、当該遺言書が保管された場合において、当該保管の申請が撤回されたときは、自筆証書遺言の効力はどうなるのかとの指摘があった。

15 この点について、保管証書遺言書の保管の申請を撤回したときは、その保管証書遺言について、遺言を撤回したものとみなされる一方で、自筆証書遺言としての効力に影響を及ぼすものではないと考えられる（本文第1の1の補足説明2(1)参照）。そこで、その点を明確にするため、本文3(4)の字句の修正をしている。

20 第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

第968条第1項を以下のように改めるものとする。

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

25 その他、財産目録の毎葉にする押印要件（同条第2項）及び加除その他変更の際の押印要件（同条第3項）についても廃止するものとする。

(補足説明)

1 押印要件について

(1) 遺言書本文の押印要件

30 部会資料13の第2では、①自筆証書遺言における押印については、認印でもよいとされていることからすると、真意性・真正性の担保に対する押印の役割は必ずしも大きなものとはいえないこと、②押印要件を廃止したとしても、自筆証書遺言を偽造又は変造するためには、遺言者の筆跡を真似て遺言の本文等を記載する必要があるため、なおも偽造や変造へのハードルは高いと考えられること、③押印の機会の減少に伴って、重要な文書については、作成者が署名した上、その名下に押印することによって文書の作成を

完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつあること、④このことからすれば、押印要件を廃止した場合、署名が押印に代わって完成品と下書きとを区別するなどの機能を果たしていくことが考えられること、⑤今後ますます押印の機会が減少することに伴って、押印要件があることによる遺言者の負担が大きなものとなり得ること等を踏まえると、押印を欠いた遺言を方式違反により一律に無効とすることは遺言者の最終意思の実現の観点から相当ではないと考えられることから、押印要件を廃止することを提案していた。

この提案について、前回会議では、コロナ禍を契機として押印廃止の流れが生じ、令和5年の公正証書に係る一連の手続のデジタル化により、公正証書における囑託人の押印要件についても既に廃止されていることや、全文等の自書要件のみでも真意性・真正性の担保を図ることができると考えられること等を理由に、賛成する意見が複数あった一方で、反対する意見はなかった。ただし、廃止の方向性で検討すること自体には賛成するものの、現行の方式要件である氏名の自書（第968条第1項）について、「署名」とは異なるものであり、必ずしも遺言書の末尾にされる必要がないとすると、その末尾に氏名の自書も押印もされない事態が生じることから、署名が下書きと完成品とを区別するとはいえないのではないかとの懸念を示す意見があった。

この点について検討すると、「氏名の自書」と「署名」（第970条第1項第1号等）とで意味に違いはないものと解されており、また、現行法における氏名の自書については、遺言書の作成者の氏名であると分かるような体裁で自書により記載されれば足り、必ずしも遺言書の末尾にされる必要はないとの指摘がある（蕪山嚴ほか「遺言法体系Ⅰ 補訂版」慈学社216頁、中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会編「現代家族法大系5（相続2）遺産分割・遺言等」有斐閣232、233頁ほか）。（注1）（注2）

このような解釈に沿った場合、押印要件を廃止すれば、遺言書の末尾に押印はもとより署名もされない事態が生じ、下書きが完成品かの争いが生じ得ることも否定できない。

もっとも、押印の機会の減少に伴って、押印、更には署名をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつあり、「作成者が末尾に署名することによって文書の作成を完結させる」という法意識等が今後浸透すれば、署名が末尾以外の場所にされる事態が生じることは減少していくことが考えられる。また、遺言者としては、下書きについては適切にそれを廃棄等する一方、完成品についてはその末尾に氏名を自書したり、実印等によって押印をすること

とや自筆証書遺言書保管制度を利用したりすることにより、下書きか完成品かの争いが生じるリスクを軽減し得るものといえる。

そうすると、押印は要しないとするものの、引き続き遺言書の完成の確保が重要であることについて適切に周知等を行うこととして、押印要件を廃止することが考えられる。（注3）

（注1）第968条第1項は、「氏名の自書」との用語を用いているところ、これは遺言者による「署名」と同じ意味合いであると考えられる（野田愛子ほか編「新家族法実務体系第4巻相続II－遺言・遺留分－」79頁等参照）。最高裁判所も、同裁判所昭和36年6月22日判決・民集15巻6号1622頁において、「（自筆証書）遺言書が数葉にわたるときであつても、その数葉が一通の遺言として作成されたものであることが確認されればその一部に日附、署名、捺印が適法になされている限り、右遺言書を有効と認めて差支えないと解するを相当とする。」と判示するなど、同項の「氏名の自書」につき「（本人による）署名」と特段の区別をしていないものと考えられる。

（注2）大阪家庭裁判所本庁における平成9年度及び同10年度の遺言書の検認事件を対象に実施された調査では、「T（注：遺言者の氏名）の財産 預貯金ほかH町の建物、物件全財産を姉Sに相続することなり」として、氏名の自書が本文中にされているものがあったとの報告がある（小田八重子「遺言－自筆証書遺言の方式」判タ996号146頁、久貴忠彦「遺言と遺留分 第1巻遺言」83頁以下）。また、京都家庭裁判所における昭和36年度から昭和41年度までの遺言書の検認事件を対象に実施された調査では、自筆証書遺言書136件のうち、氏名の自書が本文中にされたものが4件、本文の冒頭にされたものが18件あったとの報告がある（野川照夫「自筆証書による遺言の実際（上）遺言書検認事件よりみて」ジュリスト390号87頁）。なお、いずれの報告においても、「氏名の自書が本文の冒頭や本文中にされていても問題はない」旨の指摘がされている。

（注3）現行民法上、押印要件（公証人による押印要件を除く。）が定められているものについては、遺言法の他に、保証意思宣明公正証書がある（第465条の6第1項第3号（保証人による押印））。

令和5年の公正証書に係る一連の手続のデジタル化により、公証人法上、公正証書における嘱託人の押印は不要とされたが、保証意思宣明公正証書における保証人の押印については、保証意思宣明公正証書が保証人となろうとする個人が保証のリスクを十分に自覚せずに安易に保証人になることを防止するためのものであることに鑑み、民法上の上記規律が維持され、引き続き要することとされている。

（2）財産目録の每葉にする押印要件及び加除その他の変更の際の押印要件

部会資料13では、遺言書本文への押印要件を廃止する場合には、財産目録の每葉にする押印要件（第968条第2項）及び加除その他の変更の際の押印要件（同条第3項）についても同様に廃止することを提案していたところ、この点について、前回会議で反対する意見はみられなかった。

5 そのため、上記部会資料と同様に、これらの押印要件についても廃止することを提案している。

## 2 その他の方方式要件について

これまでの部会における検討内容等を踏まえ、自筆証書遺言におけるその

10 他の方式要件については、現行法の規律を維持することを前提としている。

## 第3 秘密証書遺言の方方式要件の在り方

秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件（注1）については、廃止するものとする。（注2）

15 （注1）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項において準用する同法第968条第3項）を含む。

20 （注2）領事方式により秘密証書遺言をする場合は、遺言者及び証人の押印は要しない旨定める民法第984条後段の規定については、削除するものとする。

### （補足説明）

#### 1 遺言者及び証人の押印要件について

部会資料13では、自筆証書遺言における押印要件に関して挙げた理由と同様に、①秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印については、認印でもよいとされていることからすると、真意性・真正性の担保に対する押印の役割は必ずしも大きなものとはいえないこと、②押印の機会の減少に伴って、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じており、今後、ますます押印の機会が減少していくと考えられること等に加え、③遺言者及び証人の各押印要件の役割・機能（真意性・真正性の担保や文書の完成の担保、内容漏洩のおそれの防止）については、遺言者及び証人による署名や公証人による署名・押印など他の方式要件により代替し得るものと考えられることを踏まえ、押印要件を廃止することを提案していたところ、前回会議では、この点について反対する意見はみられなかった。

35 そのため、上記部会資料と同様に、遺言者及び証人の押印要件を廃止することを提案している。

なお、領事方式により秘密証書遺言をする場合における遺言者及び証人の押印要件については、令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）による第984条の改正（同条後段の追加）により、既に廃止されているところ、本文のとおり、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件を廃止する場合には、同条後段の規定自体が不要となることから、削除することを本文の（注2）に記載している。

## 2 その他の方式要件について

これまでの部会における検討内容等を踏まえ、秘密証書遺言におけるその他の方式要件については、現行法の規律を維持することを前提としている。

## 第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

### 1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言については、第979条第1項の規律を見直し、以下のような規律を設けるものとすることで、どうか。

船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。  
天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

(2) 一般隔絶地遺言については、第977条の規律を見直し、以下のような規律を設けることが考えられる一方で、現行の規律を維持することも考えられるが、どのように考えるか。

伝染病による行政処分その他の事情により交通が途絶し、又は遮断された場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

### (補足説明)

#### 1 船舶遭難者遺言を作成することができる場面の規律

##### (1) 概要

部会資料13において、船舶遭難者遺言の方式による遺言の作成を認める場面として、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変が発生した場合を含めることを前提に、天災その他避けることのできない事変については、死亡の危急との因果関係を認めないこととしつつ、その規模・程度や場所的・状況的な限定を設けるとの考え方の方向性については、明確な反対の意見はなかった。

一方で、前回会議においては、「急迫の危難」との文言が、生命身体に対する侵害を連想させるため、因果関係を要しないこととしているにもかかわらず、文言からすると、抽象的な意味での死亡の危急との因果関係を要することとしているようにも思われ、規律の文言として適切であるかを検討すべき旨の意見があった。また、法制上の観点からは、船舶遭難や航空機遭難は、「その他避けることのできない事変」に含まれるものとも考えられるため、天災その他避けることのできない事変が発生した場合を加えるのであれば、現行の「船舶が遭難した場合」との文言を削除すべきとの指摘も考え得る。

10 (2) 「危難」との文言について

一般的に、「危難」との文言は生命身体に対する侵害を連想させるものであることを踏まえると、天災その他避けることのできない事変と死亡の危急との間に因果関係を要しないことを明確化する観点から、「障害」(第161条及び第215条等) や「事情」(第233条第3項第3号等) などの文言を用いることも考え得るが、何に対する「障害」であるか、「事情」が何を意味するのかが判然としないとも考えられる。また、死亡危急時遺言の方式による遺言を作成することに対する「障害」を意味するものと解釈することも考えられるが、現行規定では、船舶遭難の状況下において死亡危急時遺言を作成することも否定されていないことからすると、このような解釈は、船舶遭難の場合よりもさらに場面を限定しているものとも思われ、その平仄も問題となり得る。

また、民法上、「危難」との文言は、第30条第2項(失踪の宣告)、第31条(失踪宣告の効力)、第720条第2項(緊急避難)において用いられているところ、第30条第2項及び第31条は、特別失踪の規定であり、これらの規定における「危難」は、「死亡の原因となるべき危難」すなわち、生命侵害のおそれのあるものを念頭とした文言と考えられる。これに対し、第720条第2項は、「他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。」と規定されており、「急迫の危難」が他人の物から生じていればよく、その種類・態様は問わないものとされている。

そこで、船舶遭難者遺言の「急迫の危難」についても、それが天災その他避けることのできない事変から生じていればよく、その種類・態様は問わないこととすることが考えられる。加えて、文言上は「急迫の危難」が遺言者自身に対して生じることを必要としていないことから、天災その他避けることのできない事変により生じた急迫の危難を避けることができない場所にいるのであれば、現実に遺言者に対して急迫の危難が生じていなかつたとしてもよいものとすることが考えられる。

もっとも、このように考えた際には、軽微な天災等についても含まれ得ることから（例えば、建築物の倒壊を生じさせない軽微な地震であっても、室内の家具等の物品が損壊するおそれがあり、その意味で財産に対する急迫の危難はあるともいえる。）、「急迫の危難」は、重大なものであることが必要であると考えられる（注）。そのため、本文では「重大かつ急迫の危難」としている。

（注）具体的には、建築物の倒壊や交通の途絶等を生じさせるほどの地震や津波が発生した場合において、地震により倒壊した建物内や津波等により避難が困難な建物内にいるとき、豪雨や台風によって河川が氾濫した場合において、浸水等により避難が困難な建物内にいるとき、大規模火災が発生した建物内にいるとき、山岳内における悪天候、雪崩、落雷などといった大規模自然災害や異常気象等が発生した場合において、安全な帰還が困難な場所にいるとき、武力行使を伴う暴動や戦乱に巻き込まれ、建物や区域からの迅速な非難が困難なときなどが想定される。

### （3）「船舶遭難」や「航空機遭難」との文言について

法制上の観点からは、船舶遭難者遺言の方式による遺言の作成を認める場面として、「天災その他避けることのできない事変」を加えた場合においては、「船舶遭難」や「航空機遭難」は、「避けることのできない事変」の一例にすぎないとも考えられる。そのため、作成場面の規律としては「天災その他避けることのできない事変」に一元化することとし、例えば、「天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。」と規定し、「船舶遭難」及び「航空機遭難」といった文言は条文上明記せず、「その他避けることのできない事変」に含まれると解釈されるものとすることも考えられる。

一方で、「船舶遭難」との文言と比べると、「天災その他避けることのできない事変」との文言はやや抽象的であることを踏まえ、「天災その他避けることのできない事変」によって民法第979条に規定する作成方式により遺言作成が認められる場面とは、「船舶遭難」に類する極めて例外的な場面であることを条文上も明らかにする観点から、本文1(1)のとおり、現行法の「船舶遭難」に関する文言は残しつつ、「天災その他避けることのできない事変」に関する規律を加え、航空機遭難については、「その他避けることのできない事変」に含まれるとすることも考えられる。

このような考え方について、どのように考えるか。

## 2 一般隔絶地遺言を作成することができる場面の規律

これまで、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」との現行規定の文言について、解釈上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者すべてを含むとされていたことを踏まえ、このような解釈を文言上も明らかにするとの考え方に基づき、本文1(2)の文言を提案していた。

しかし、そもそも一般隔絶地遺言はほとんど利用されていないと想定され、そのような状況に特に変更を加える必要はないと考えるならば、引き続き現行の規定及びその解釈によることとし、特段の文言の見直しを行わないこともなお考えられるところである。

そこで、本部会資料においては、これまでの規律を改めることが考えられる一方で、現行規定の文言を維持することも考えられる旨を記載している。この点について、どう考えるか。

## 3 死亡危急時遺言及び在船者遺言を作成することができる場面の規律

死亡危急時遺言及び在船者遺言については、部会資料13と同様、現行法の規律を維持するものとし、文言の見直し等はしないこととしていることから、本文には記載しないこととしている。

## 2 作成方法の規律

### (1) 現行法の規律

作成方法に関する現行法の規律については、押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3項及び第973条第2項）を廃止するものとする。

### (2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

死亡危急時遺言については、第976条の規律に加えて以下のようないくつかの規律を設けるものとする。

ア 第976条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる状況を録音及び録画を同時に用いる方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

① 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

② ①の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

③ ②の証人が、②の書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

5 イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

10 ウ 口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えなければならない。

15 エ 遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、読み聞かせに代えることができる。

20 オ ウ及びエの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

25 カ 第976条第4項及び第5項（死亡危急時遺言における家庭裁判所による確認）の規定は、アからオまでの規定による遺言について準用する。

30 (3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式  
船舶遭難者遺言については、第979条の規律に加えて以下のような規律を設けることとしてはどうか。

25 ア 第979条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本文1(1)の死亡の危急に迫った者は、口頭で遺言をすることができる。

30 ① 証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録するとき。

35 ② 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を他人に送信するとき。

イ ア①の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

35 ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

- エ ア①の場合において、ウの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。
- 5 オ アの規定に従つてした遺言は、証人の一人、利害関係人又はア②の他人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。
- カ 第976第5項（家庭裁判所による確認）の規定は、オの場合について準用する。
- 10 (4) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式における相続人の欠格事由等の規律  
上記(2)及び(3)記載の新たな遺言の方式における相続人の欠格事由（第891条）及び普通の方式による遺言の規定の準用（第982条において準用する第968条第3項（自筆証書遺言の加除訂正）、第973条（成年被後見人の遺言）、第974条（証人及び立会人の欠格事由）及び第975条（共同遺言の禁止））については、以下のような規律を設けるものとする。
- 15 ア 相続人の欠格事由  
相続人の欠格事由を規律する第891条第5号を改正し、以下のような規律を設けるものとする  
相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は死亡危急時遺言における新たな方式若しくは船舶遭難者遺言における新たな方式により録音・録画された記録を不正に作り、破棄し、又は隠匿した者
- 20 イ 普通の方式による遺言の規定の準用  
普通の方式による遺言の規定の準用を規律した第982条を改正し、以下のような規律を設けるものとする。
- 25 ① 第968条第3項及び第973条から第975条までの規定は、死亡危急時遺言における新たな方式について準用する。この場合において、第968条第3項（自筆証書遺言の加除訂正）の規定を準用するときは、同項中「これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「これを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。
- 30 ② 第973条から第975条までの規定は、船舶遭難者遺言における新たな方式について準用する。

(補足説明)

1 現行法の規律

部会資料13からの変更点はない。

5

2 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

(1) 概要

本文アからカまでにつき、部会資料13からの変更点はない。

(2) 言語機能障害を有する場合及び聴覚障害を有する場合についての規定

10

遺言者が言語機能障害を有する場合については、現行民法第976条第2項と同様、本文(2)ウのとおり「口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えなければならない。」との規定を設けるものとしている。

15

遺言者が聴覚障害を有する場合には、口授を受けた証人が遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録した後、当該書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせる際に通訳人の通訳を要することになることから、現行民法第976条第3項と同様、本文(2)エのとおり、「遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、読み聞かせに代えることができる。」との規定を設けるものとしている。

20

視覚障害を有する場合についての規律を設けない理由等の詳細は、部会資料14-2を参照。

25

3 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

(1) 概要

30

部会資料13において、遺言の全文等を電磁的記録又は書面により作成し、証人の立会い及び録音録画を要件とする方式である【A案】、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式である【B案】を提案するとともに、これらについて、証人の立会いを不要とする在り方及び証人の立会いを要せず、かつ第三者に文字情報に係る電磁的記録を送信することにより遺言を作成する在り方についても記載した。

35

これらについて、前回会議では、証人要件を撤廃するとの検討の方向性については、証人を得ることが困難な状況も考えられることなどから検討に値するとの意見が複数見られたものの、普通方式の遺言における議論や他

の特別の方式の遺言の規律との平仄を踏まえつつ、慎重に議論をすべきであるとの指摘があった。また、証人の立会いを要せず、かつ第三者に文字情報に係る電磁的記録を送信することにより遺言を作成する在り方については、いかに緊急性の高い状況下であるといつても、真意性・真正性を必要な限度で担保する観点から方式要件を緩和しすぎているのではないかとの指摘もあった。

特別の方式の遺言の方式要件を必要以上に緩和した結果、いざとなれば特別の方式の遺言を作成すればよいなどとして普通の方式の遺言を作成することをしないような事態を生じさせかねない規律とすることは、妥当なものとは考えられない。そのため、特別の方式の遺言にあっても、一定程度の真意性及び真正性を担保するための方式を要するものとすることが考えられ、その結果として、個別具体的な状況下において、遺言作成が困難な状況が生じる可能性を完全に排除することが困難であるとしてもやむを得ないものとも考えられる。

もっとも、船舶遭難者や天災等に被災した者は、通常、予期せずして遭難又は被災すると考えられることから、船舶遭難者遺言に限っては、その他の特別方式の遺言に比べ、遺言者の最終意思を尊重すべき要請は高いとも考えられる上、極めて緊急性の高い状況下において作成されることが想定されることを踏まえると、一般に普及したデジタル機器を用いた遺言作成を認める必要性は高く、かつその方式要件は、現行民法の船舶遭難者遺言における真意性・真正性の担保の在り方を踏まえつつ、その他の遺言の方式よりも緩和することも許されるものとも考えられる。

## (2) 船舶遭難者遺言における真意性・真正性の担保の在り方と検討の方向性

現行民法の船舶遭難者遺言は、「証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。」(第979条第1項)、「前二項の規定に従つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。」(同条第3項)と規定されており、他の特別の方式の遺言と同様、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになったときから6か月間生存するときは、効力を失うものとされている(第983条)。証人二人以上の立会いと署名押印、家庭裁判所の確認の審判によって、遺言の真意性・真正性を担保しているものと考えられるが、証人がその場で遺言の趣旨を筆記する必要はなく、筆記された内容を遺言者が閲覧し又は読み聞かせを受けることも必要とされていないことから、遺言者の言い間違いや証人の聞き間違い等が原因で筆記された内容に遺言者の意思が正確に反映されていないおそれがあることや、証人二人

が通謀して遺言を偽造することを防ぐことが困難であることも否定できない。また、このような偽造のおそれが否定できないことに鑑み、死亡危急時遺言と同様に家庭裁判所の確認の審判を要することとされているが、確認は、遺言の効力を終局的に確定するものではなく、本人の真意に出たものであることの一応の心証を確保しておくものであると解されており、裁判実務における確認に当たり家庭裁判所が得るべき心証の程度は、いわゆる確信の程度に及ぶ必要はなく、当該遺言が一応遺言者の真意に適うと判断される程度の緩和された心証で足りるものと解されており、真意に基づくものであることの確認の機能を十分に果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しているとの指摘がある。

船舶遭難者遺言において、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を追加するにあたっては、このような船舶遭難者遺言に対する指摘も踏まえつつ、極めて緊急性の高い状況下において方式を履践する現実的 possibility を考慮しながら、どの程度の真意性及び真正性の担保を要求するかが妥当であるかを検討する必要があるものと考えられる。

### (3) 新たな遺言の方式における具体的な真意性及び真正性の担保の在り方

#### ア 概要

(ア) 現行の死亡危急時遺言（第976条）は、比較的多くの者が証人として立ち会うことにより、遺言者の真意が正確に伝達され、かつ複数の証人が正確であることを承認すれば、遺言が正しく行われることを保障することになることなどを理由として、証人三人以上の立会いを要するものとされている（第976条第1項）。一方で、現行の船舶遭難者遺言（第979条）については、船舶遭難の場合には証人の立会いを得ることが困難な場合が予想されることを理由として要件が緩和され、証人二人以上の立会いで足りるものとされている（第979条第1項）。

もっとも、デジタル機器を用いた録音・録画は、映像や音声を機械的に記録し、その記録内容を正確に再生するものであり、遺言者の口頭で遺言をする状況を正確に記録する観点からは、現行規定における二人以上の証人の立会いの場合に比して、より正確な記録を可能にするものと考えられる。

そのため、デジタル機器を用いて遺言者が口頭で遺言する状況を録音・録画により記録するのであれば、証人が一人であったとしても、最低限度の真意性・真正性を担保し得るものと考えられる。

そこで、本文(3)ア①では、船舶遭難者遺言における新たな方式として、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録することを前提に、証人一人以上の立会いで足りるとする在り方としている。

5 (イ) また一方で、船舶遭難者遺言が極めて緊急性の高い状況下において作成されるものであり、証人一人の立会いを求めることが困難な場合も想定されることから、録音・録画等を活用しつつ真意性・真正性の担保が一定程度確保されることを前提として、証人の立会いを不要とする在り方が可能かも検討することが考えられる。

10 もっとも、普通方式の遺言の検討においても指摘されたとおり、録音・録画により記録した電磁的記録についても、ディープフェイク技術等のデジタル技術が今後も進展すると考えられることを踏まえると、記録内容の編集、変更等が容易に可能であると考えられ、他人が内容虚偽の録音・録画を作成する可能性や、遺言の一部を自己に有利な内容に改変を加える可能性を完全に排除することは困難であるとともに、録音・録画による記録のみから偽造や変造の有無を事後的に確知することも困難であるとも思われる。

15 また、遺言者の使用する端末に録音・録画による記録が保存されているだけでは、当該記録が遺言の趣旨で作成されたものであるかどうかや、遺言として効力を持たせる意思があったものとそうでないもの（例えば、言い間違いをしたため途中で中断した場合や、記録後に翻意した場合）の区別が判然としないとも思われる。

20 そうすると、方式要件として遺言者自らが口頭で遺言する状況を録音・録画により記録したことのみで足りるとすることは、現行の船舶遭難者遺言の方式要件と比べても、真意性及び真正性の担保が十分でないとも考えられる。

25 他方で、第三者に文字情報に係る電磁的記録を送信することのみで足りるとする在り方については、第三者が遺言者のスマートフォン等の端末を用いて文字情報を入力し、送信することを防ぎ得ず、かつ事後的に第三者が送信した事実を確知することが困難であることから、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録したことのみで足りるとする在り方よりも真意性・真正性を担保することが困難であると思われる。

30 そこで、本文(3)ア②では、証人の立会いを不要とする在り方として、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を他人に送信することによるとする在り方を提案している。

イ 証人一人以上の立会いを要する在り方（本文(3)ア①）（注1）

35 (ア) 本文(3)ア①は、部会資料13の【B案】と同内容の方式、すなわち口頭で遺言する状況を録音・録画により記録することを前提に、証人一人

以上の立会いをもって作成できる方式を設けることを提案している。

5 証人一人以上の立会いを要することにより、録音・録画による記録についての改ざん等の有無や遺言の趣旨として作成されたか否かを明らかにすることが可能であり、現行の船舶遭難者遺言の方式要件と比べても、最低限度の真意性及び真正性の担保が図られているものとも思われることから、録音・録画による記録の送信を方式要件としている。

10 そのため、本文(3)ア②の証人の立会いを不要とする在り方とは異なり、通信環境が途絶した場面であっても作成が可能となる上、通信が可能な場合には、ウェブ会議等で遠隔地にいる者と通話していた際に、相手方が録音・録画により記録していた場合であっても、遺言の方式要件を満たすこととなる。

15 (イ) また、本文(3)ア①においては、証人が、自己の氏名を口述する状況を録音・録画により記録することを方式要件としていない。前回会議においても、証人の氏名の口述を要しないとすることは、証人の立会いの有無を不明確にするおそれがあるといった懸念も示されたところであるが、遺言者が口頭で遺言する状況を録音・録画しており、証人の容貌が鮮明な程度に撮影されていたにもかかわらず、証人が自己の氏名を口述しなかったことをもって方式違反として無効とすることは妥当とはい难以とも思われる。また、証人の氏名が口述されたとしても、その他に証人の音声や容貌が一切撮影されていない場合には、事後的に動画編集機能で音声が追加された可能性も否定できないと思われる場合も想定される。そのため、証人の氏名の口述は、証人の立会いがあったことを推認させる事実ではあるものの、証人の立会いの事実を担保し得るともい難いとも思われることから、証人の立会いの事実を推認させる事実の一つとして整理し、方式要件としては位置付けないこととしている。

20

#### 25 ウ 証人の立会いを不要とする在り方 (本文(3)ア②) (注2)

30 (ア) 本文(3)ア②では、証人の立会いを不要とするとともに、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を他人に送信することを方式要件とすることを提案している。

35 かかる方式要件を設けることにより、真正性の担保の観点では、客観的な送受信履歴が残されることとなるため、例えばメールやLINEに添付された当該記録のハッシュ値と確認の請求がされた記録のハッシュ値を比較して改変の有無を確認することや、受信者の端末に残された送信者情報(メールアドレス、アプリケーション等のアカウント

名等)から、当該記録が遺言者本人から送信されたか否かも検討することが可能となり、また、電気通信事業者への調査嘱託等により、送信時刻等に関する情報も得られるものと考えられる。加えて、ディープフェイク等で録音・録画による記録が偽造されるおそれを完全に否定することはできないことを前提としても、同記録が船舶遭難等の状況下において遺言者から送信された履歴の有無の確認や、同履歴に添付された記録とのハッシュ値比較により、偽造の有無を判断し得るものと思われる。また、真意性の担保の観点では、遺言者において、当該記録を他人に送信していることから、当該記録内容を他人に伝えて遺言として効力を生じさせる意思があったことが担保されるものと考えられる。

(イ) この場合、遺言者の真意に基づく遺言であることについて上記のとおり一定の情報が得られると考えられることから、「その使用する電子計算機を用いて」とは、遺言者が同記録を送信するために使用した電子計算機のことをいい、遺言者が所有する電子計算機に限られず、他人の所有する電子計算機から同記録を送信することも許されることを想定している。なぜなら、遺言者において当該記録内容を他人に伝えて遺言として効力を生じさせる意思の有無は、遺言者自身の所有する電子計算機を用いた場合と遺言者自身の所有するものでない電子計算機を用いた場合とで異なるものではないと考えられるからである。

また、「他人に送信」とは、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録し、遺言者が自ら以外に宛てて同記録を送信することを意味するものと想定している。ここにいう他人は、遺言の方式要件である送信を受ける者であるものの、公正証書遺言や死亡危急時遺言等の証人の立会いを要する方式と異なり、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の送信を受ける者に過ぎず、作成される遺言の内容に関与するものではないことから、証人の欠格事由の規律(民法第974条)は適用されないものと考えられる。そのため、民法第974条に規定された証人の欠格事由を有する者、具体的には推定相続人や利害関係人に宛てた送信であってもよいものと考えられる。

もっとも、送信を受けた他人は、当該遺言の存在を確知できる者であり、当該遺言の存在を相続人や利害関係人に伝える役割も期待される。加えて、極めて緊急性の高い状況下において、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録し、かつこれを送信する場合において、通常想定されるのは、特定の他人に宛てて送信する行為であること、不特定多数の者に対する送信を許容した場合には、確認の手続における申立権者の範囲が不必要に拡大するおそれがあること、事実上、特定の者への送信

に限っては困難であるという状況は考えにくいことを踏まえると、「他人」とは、特定の者であることを要することとし、特定多数の者に対する送信は含まれるもの、不特定多数の者に対する送信は含まれないものとすることが考えられる。このような考え方によると、例えば、個人のメールアドレス宛てのメール送信や、いわゆるグループL I N Eへの送信は、特定の他人に対する送信であるから、「他人に送信」に該当することとなると考えられる一方で、インターネット上のウェブページやS N S、電子掲示板等への投稿等不特定の者によって閲覧されることを目的とする電気通信の送信は含まれないこととなると考えられる。

もっとも、他人に送信することとの方式要件は、送信される録音・録画による記録が遺言の趣旨で作成され、かつ完成されたものであることを担保する趣旨であることを重視すれば、特定の者に対する必要はないとも考えられ、インターネット上のウェブページやS N S、電子掲示板等への投稿等、不特定の者によって閲覧されることを目的とする電気通信の送信も、「他人に送信」に該当すると整理することも考えられる。

エ 以上のとおり、船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式にあっては、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録することを前提としつつ、本文(3)ア①のとおり証人の立会いを要件とするものの通信環境の有無にかかわらず作成することができる方式とともに、本文(3)ア②のとおり通信環境が必要であるものの証人の立会いを要せず、遺言者単独で作成することができる方式も併せて認められることが考えられるところ、このような考え方について、どのように考えるか。(注3)

(注1) 通信環境が途絶した状況下で、遺言者が証人一人以上の現実の立会いをもって遺言をし、その状況を録音・録画により記録する場合や、遺言者がウェブ会議やテレビ電話等で連絡して口頭で遺言をし、その相手方が録音・録画により記録する場合が想定される。前者の場合については、本文(3)ア②と異なり、通信環境が途絶している状況下でも証人一人以上の立会いにより遺言をすることができる点に、後者の場合については、通信環境を利用して証人の立会いをえることにより、真意性等をより十分に担保する在り方で遺言をすることができる点に意義があると考えられる。

(注2) 遺言者が、口頭で遺言する状況を自ら録音・録画により記録して、メール等で第三者に送信する場合が想定される。この場合には、通信環境はあるものの、より状況が切迫しており、ウェブ会議を通じて口頭で遺言するようなゆと

り等がない場合や、現実の立会いをする証人もウェブ会議を通じての証人も得られない場合にも遺言をすることができることとなる。

(注3) 遺言者が、証人の欠格事由のない者を証人として口頭で遺言する状況を録音・録画により記録し、同記録を他人に送信した場合には、本文(3)ア①及び本文(3)ア②のいずれの方式要件も満たすこととなる。

5

#### (4) 遺言者が言語機能障害を有する場合の規律

遺言者が言語機能障害を有する場合の規律として、現行民法第979条第第2項と同様に、本文(3)ウのとおり、「口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。」との規律を設けることとし、本文(3)エのとおり、遺言者は、ウェブ会議の方法により通訳させることを可能とする規律を設けることとする。

聴覚障害を有する場合や視覚障害を有する場合についての規律については、部会資料14-2を参照。

#### (5) 新たな遺言の方式を前提とした確認の審判の在り方

ア 前回会議では、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録し、当該記録を遺言とする在り方については、デジタル技術について知見のない裁判所が、当事者対立構造にない確認の審判手続において、どの程度真意を確認できるかは疑問であるとの指摘があった。

イ そもそも、確認の審判の方法については、他の審判事件と同様、家庭裁判所が、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない(家事事件手続法第56条)とされている以上に、特段の規定はない。現行の規定において、確認の審判の方法については、裁判官は、その遺言が遺言者の真意に出たものであるか否かについて、その審理方針に基づき、申立人から申立時に提出された各資料の事実の調査を行った上、必要に応じて、陳述書の提出、書面照会、家庭裁判所調査官による面接調査及び審問等の方法により、遺言者(生存している場合)、立会い証人等、主治医、看護師、親族等からの陳述を聴取するなどして事実の調査を行い、遺言者の事情、遺言をするにいたった経緯など一切の事情を考慮することが必要であると解されている。この点につき、個々の事案における必要によっては、立会い証人と遺言者との親疎の関係、平常の素行、行状、社会的地位などを明らかにして、それらの陳述を信用しうるかどうかを確かめ、さらには遺言書作成後に偽造又は変造が行われていないかなど一切の事情を調査することも検討すべきとの見解もあるところ、最終的には、個々の事案を踏まえ、遺言が遺言者の真意に出たものであることの一応の心証を裁判官が得るために必要な範

10

15

20

25

30

35

囲の審理について検討されることとなる。

ウ 新たな遺言の方式を前提とした確認の審判にあたっては、従前と同様の事実の調査を行うことが考えられるほか、事案の内容や必要に応じて、遺言の全内容が記録された録音・録画の電磁的記録を精査（必要に応じてプロパティ情報（作成日付等）を確認することを含む。）し、確認審判の申立人に対し追加的に当該記録を入手した経緯（LINE履歴、メール受信履歴等）や、仮に遺言者から送信された場合にあっては送信側の端末の契約名義や従前の同端末との履歴の有無等を明らかにするよう指示することなどが考えられ、その上で必要性があれば、電気通信事業者への調査嘱託等の方法により送受信時刻等を取得することなども考えられ、当該遺言が遺言者の真意に出たものであることの一応の心証を得られるか否かを判断することが考えられる。

新たな遺言の方式を前提としても、こうした審理を経て当該遺言が遺言者の真意に出たものであることの一応の心証を得ることは可能であり、それ以上に家庭裁判所において技術的な知見をもって録音・録画の電磁的記録を解析する必要が生じるものではないから、家庭裁判所に過度な負担を生じさせるものではないとも考えられる。

このような確認の審判における調査の在り方について、どのように考えるか。

(6) 録音・録画された電磁的記録の内容の反訳や同記録の遺言の趣旨を明らかにした書面又は電磁的記録の提出

船舶遭難者遺言は、極めて緊急性の高い状況下において作成することが想定される上、遺言者が口頭で遺言する状況がそのまま録音・録画により記録されることに照らすと、遺言内容が理路整然と整理されたものであるとは限らず、遺言の趣旨が不明瞭である場合も想定される。

そのため、確認の審判の対象を明確にする観点から、新たな遺言の方式においては、家事事件手続規則において、録音・録画により記録された遺言内容の反訳や同記録の遺言の趣旨を明らかにした書面又は電磁的記録も併せて提出することとすることも考えられる。

もっとも、この場合においては、あくまで確認の審判の便宜のために提出することとされるものであり、確認の審判を請求する者が提出しない場合でも、請求自体が却下されるものではなく、その取扱いも裁判官の裁量に委ねられることとなる。

このように、録音・録画により記録された遺言内容の反訳や同記録の遺言の趣旨を明らかにした書面又は電磁的記録の提出につき、特段の規律を設げず、裁判官の裁量に委ねることとすることにつき、どのように考えるか。

(7) その他

特別の方式による遺言は、厳格な方式が要求される遺言においては例外的なものであり、遺言者が生存しているにもかかわらず、この方式による遺言を有効としておくことは、後日紛争をもたらすおそれがあることから、第5 983条は「遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から六箇月間生存するときは、その効力を生じない。」と規定し、遺言者が一定期間生存した場合には失効することとされている。

10 証人の立会いを不要とする方式(本文(3)ア②)については、証人の立会いを要しないとする点で他の特別方式の遺言とは異なる方式であることも踏まえ、第983条の例外として、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時まで生存したときは、その効力を生じないとの規律を設けることも考えられる。

15 もっとも、第983条は後日の紛争防止の観点から設けられた規定であり、かかる観点に限っては、船舶遭難者遺言における証人の立会いを不要とする方式(本文(3)ア②)においても、他の特別の方式の遺言と異なるところはないこと、法的な知識の乏しい遺言者にとっては、船舶遭難者遺言における証人の立会いを不要とする方式(本文(3)ア②)を遵守して遺言を作成したことによる堵し、普通の方式による遺言が作成することができるようになった直後に普通方式の遺言を作成しないことも考え得る。このような場合にあっては、かえって遺言者にとって予期し得ない結果を招くこととなるとも思えることを踏まえ、他の特別の方式の遺言と同様に第983条を適用するものとすることも考えられる。

20 この点について、どのように考えるか。

25 4 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式における相続人の欠格事由等の規律

(1) 相続人の欠格事由

30 相続人の欠格事由を規律した第891条は、第5号において「相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者」を規定している。その趣旨は、被相続人の遺言に対して不当な干渉行為を行った相続人に対し相続人となる資格を失わせるという民事制裁を課そうとすることにあるとされる。

35 そして、死亡危急時遺言においては、遺言の全文が記載された書面又は記録された電磁的記録以外にも、遺言の作成過程が記録された録音・録画による記録が存在し、船舶遭難者遺言においては、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が存在するところ、これらの記録を不正に作り、破棄し、又

は隠匿した場合においても、上記趣旨が妥当するものと思われる。

したがって、本文(4)アの規律を設けることとしているところ、このような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

## (2) 普通の方式による遺言の規定の準用

5 現行の死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、第982条により、第968条第3項(加除訂正)、第973条(成年被後見人の遺言)、第974条(証人及び立会人の欠格事由)及び第975条(共同遺言の禁止)が準用される。

10 このうち、第973条(成年被後見人の遺言)、第974条(証人及び立会人の欠格事由)及び第975条(共同遺言の禁止)については、死亡危急時遺言における新たな方式及び船舶遭難者遺言における新たな方式(ただし、第974条は本文(3)ア①の部分に限る)にも準用する必要があると考えられる。

15 また、死亡危急時遺言における新たな方式の遺言においても、死亡の危急に迫った者が新たな方式を遵守した遺言をしたもの、その翌日に遺言の一部を訂正しようとすることも考えられなくはないことから、第968条第3項を準用することとし、加除訂正の具体的な在り方として、作成時と同様に、加除訂正の状況を録音・録画により記録することを要するものとすべきと考えられる。

20 これに対し、船舶遭難者遺言における新たな方式の遺言においては、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録したものが遺言となることから、その加除訂正は、同記録を再生して訂正箇所等を説明することとなると思われるところ、実質的に新たな口頭の遺言をする手続と異なることから、新たな遺言の作成によることとすれば足り、第968条第3項を準用する必要はないものと考えられる。

25 以上を踏まえ、本文(4)イの規律を設けることとしているところ、このような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

## 5 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

30 一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、部会資料13からの変更点はなく、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとすることから、本文には記載しないこととしている。

## 35 第5 その他の改正項目

### 1 成年被後見人の遺言

(1) 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、成年後見制度の見直しにおける議論ではアの規律が提示されているところ、遺言制度の見直しの観点から、以下のような規律に改めることでどうか。

5

ア 特定補助人を付する処分の審判を受けた者が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

10

イ 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

15

ウ 保管証書による遺言に立ち会った医師は、イに規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

エ 秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙にイに規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

(2) 遺言書保管法において、以下のような規律を設けるものとする。

20

遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び医師が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、(1)ウによる申述をさせることができる。

## 2 遺言の証人及び立会人の欠格事由

民法第974条（証人及び立会人の欠格事由）に以下の規律を追加することでどうか。

25

受遺者の被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び役員）は、遺言の証人又は立会人となることができないものとする。

（補足説明）

### 1 成年被後見人の遺言

30

(1) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しについての調査審議が行われているところ、現時点（令和7年11月14日開催の第29回会議の部会資料28）においては、現行の三類型をそのまま維持することとはしないものの、現行の補助の類型を維持し、事理弁識能力が不十分である者全てを対象とした上で、事理弁識能力を欠く常況にある者の保護に欠くことがないよう、事理弁識能力を欠く常況にある者がした特定の行為を取り消すことができるものとすること、このような取消権限を有する補助人を「特定補助人」と呼称し、また、上記の特定の行為を取り

35

消すことができるとの制度を利用する本人の審判を「特定補助人を付する処分の審判」と呼称することとされており、「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」については、成年被後見人の遺言と同様の規律を設けることが考えられるとして、本文1(1)アのとおりの提案がされている。(注1)

5 なお、「事理弁識能力を欠く常況にある者」の具体例として、通常は、日常の買物も自分ですることはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者等が前提とされている。そして、これよりも幅の広い者につき、事理弁識能力を欠く常況にあるとの申立てがされ、これを肯定する内容の診断書が作成・提出され、鑑定が実施されることなく事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定がされる懸念に対応する観点から、事理弁識能力を欠く常況にある者に対する保護の審判をするに当たっては、原則として鑑定を要するものとしつつ、例外的に鑑定を要しないものとする場合であっても、例えば、2人以上の医師の意見を聴かなければならないものとするなどして、事理弁識能力を欠く常況にある者であるという認定判断の大きな根拠となる本人の精神の状況についての資料に関して、現行法以上の手続的な制約を設け、適切な法定後見制度の利用を制度的に担保することが考えられるものとされている。(注2)(注3)

10

15

以上を踏まえ、遺言制度の見直しの観点から、どのように考えるか。

20 (注1) 法制審議会民法(成年後見等関係)部会の部会資料25では、「事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の規律を設ける場合には、法定後見に係る要件との関係で家庭裁判所において事理弁識能力を欠く常況にある者であると認定される者が存在することとなる。そして、上記民法第973条の趣旨からすれば、この場合の当該規律の本人については、成年被後見人の遺言に関する規律を設けることが考えられる。パブリック・コメントにおいても、遺言の効力を担保する規律が必要であるとの意見があった。」、「パブリック・コメントでは、中間試案第1の1(1)においていずれの案を採用する場合であっても、本人の自己決定権の行使を委縮させないとの観点から、成年被後見人の遺言に関する規律を設けないとする旨の意見があった。しかしながら、上記のとおり、事理弁識能力を欠く常況にあると家庭裁判所において認定された者による遺言についての効力に関する紛争を防止する観点からは、本人の遺言の効力に関する紛争を回避するとの点で、必ずしも自己決定権の行使を委縮させるとも限らない。」との記載がある。

25

30

(注2) 法制審議会民法(成年後見等関係)部会が取りまとめた「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」では、「本試案で用いている「事理を弁識する能力を欠く常況にある者(事理弁識能力を欠く常況にある者)」については、成年後見制度の創設の際の立案担当者において、具体例として、通常は、日常の買物も自分でするこ

とはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者、ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）が分からなくなっている者、遷延性意識障害の状態にある者を挙げることができる旨の説明がされていることを前提としている。本試案は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者（事理弁識能力を欠く常況にある者）」について、立案担当者のこのような理解を前提としている。」との記載がある。

5 (注3) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会の部会資料25では、上記補足説明の考え方を前提として、「法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取に関する規律について、どのような場合に鑑定を要すると考えるか。仮に、事理弁識能力を欠く常況にある者に対する保護の規律を設ける場合において、原則として鑑定を要し、例外として、2人以上の医師の意見を聴かなければならないこととする規律を設けることについて、どのように考えるか。」との記載がある。

10 (2) 本文1(1)イからエまで及び本文1(2)は、医師の押印要件を廃止すること、  
15 公正証書遺言等においては遺言に係る電磁的記録に法務省令で定める署名に代わる措置をとることとすることとすること、第12回会議での議論を踏まえて保管証書遺言について遺言書保管官と医師との間でウェブ会議の利用を認める規律を設けることとして、現行法の規律を改めるものである。

## 20 2 遺言の証人及び立会人の欠格事由

(1) 従前、受遺者が法人である場合について、「受遺者の取締役その他の役員」としていたのを「受遺者の役員」に改めたほかは、変更はない。

25 なお、部会資料13で記載したとおり、受遺者の役員としては、会社における取締役、監査役その他の役員のほか、その他の法人における理事、監事が証人又は立会人になることができないものとすることを想定しているが、役員には、当該法人の代表権を有する者（会社における代表取締役、代表社員（会社法第349条、第599条等）、その他の法人における代表理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第77条等）等）やそうでない者、業務執行を行う者やそうでない者等、当該法人との実質的な関係が強固な者からそうでない者までが幅広く存在し得るとも考えられ、例えば、業務を行わない取締役等については、欠格事由としないことも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

30 (2) 前回会議では、遺言の証人又は立会人の欠格事由は遺言の有効性に関する要件であることから、欠格事由となる者である「受遺者の被用者」の範囲は明確である必要があるとの指摘があった。

35 ここで、受遺者については、当該遺言の成否に利害関係を有することから、

その証人及び立会人となることが適切でないとされていることに照らせば、受遺者の被用者についても、受遺者から法律上又は事実上指揮命令を受ける関係にある者であれば、当該遺言の証人及び立会人となることが相当でないとも考えられる。他方で、前記指摘のとおり、その適用範囲が明確であることが必要であることからすると、その関係が雇用契約等の契約に基づくものであることを要するとも考えられる。この点について、どのように考えるか。

なお、公証人法第35条第3項第5号は、公正証書の作成に関し、囑託人又はその代理人の「被用者」は、証人又は立会人となることができないと規定している。同号の「被用者」は令和5年の改正前の公証人法第34条第3項第6号の「雇人」を口語に改めたものであり、その解釈が参考になるものと考えられる。

(3) 以上のほか、第974条第2号は、受遺者の配偶者及び直系卑属に限って証人又は立会人となることができないものとしているが、被用者や役員を追加すると、証人又は立会人となることができない者の範囲が大きく広がることになり、遺言者にとって適切な証人等を確保することができなくなるとも考えられるが、このような懸念について、どのように考えるか。

以上